



# APEC 2010-2011

## 貿易および経済成長を通じた、 新規雇用拡大への日米協力に向けた提言

### 政策提言

Published by:  
**在日米国商工会議所**  
東京都港区麻布台2-4-5  
メソニック39MTビル10階  
Tel : 81 3 3433 5381  
Fax: 81 3 3433 8454  
info@accj.or.jp  
www.accj.or.jp

© 2010 在日米国商工会議所  
All rights reserved

# はじめに：なぜ今APECなのか

アジア太平洋経済協力(APEC)は、日米両国とアジア地域の主要貿易相手国すべてを包含する、アジア太平洋で最も指導的な多国間枠組です。2010年には日本が、続く2011年には米国がAPEC会合の議長国を務めることは、両国が一致協力して、具体的で持続可能なイニシアティブによって動きを生み出し、APEC共通の重要課題への取組みを成功へと導くうえで、またとない機会となるものです。さらに、このことは日本と米国およびその他のAPEC加盟国・地域の経済、企業、雇用の面で、より明白な短期・長期にわたる恩恵をもたらすために、よりダイナミックで生産的な方向へAPECを先導する機会ともなります。そのイニシアティブは、貿易と投資を促進し、雇用を創出することのみならず、日米関係の強化にもつながるものです。

日本およびアジア太平洋地域全般で事業を行う米国企業という立場から、APECは在日米国商工会議所(ACCJ)会員企業にとって極めて重要です。ついては、日本政府と米国政府それぞれが主催国となる2010年と2011年にかけて、ACCJはAPECを最優先事項とし、以下の6つを優先課題とするよう提言します。

- (1) 地域経済統合および貿易・投資の自由化のための明確な優先課題の設定、
- (2) 金融サービスと投資の改革と協調、
- (3) 医療革新および生命科学の推進、
- (4) 新エネルギーと環境技術の急速な開発と利用に向けた支援、
- (5) インフラ開発とサプライチェーン・コネクティビティ(接続性)の加速化、
- (6) インターネット・エコノミーの推進

これらの提言は、必ずや日本と米国が国内経済の目標とする持続可能な経済成長の促進、財とサービスの輸出拡大および貿易関連の雇用創出を実現する一助となることでしょう。とりわけ、2009年12月に日本の内閣が発表した新成長戦略において掲げられた多くの目標を達成するためにも、APECは大きな役割を果たすでしょう。米国にとっても、APECはアジア太平洋地域の貿易・経済に対する米国の関与を高め、また5年以内に輸出を倍増するという国家輸出戦略の目標達成の助けになると信じております。



在日米国商工会議所 会頭  
トーマス・ウィッソン



在日米国商工会議所 会長  
アラン・スミス

# 謝辞

日本およびアジア太平洋地域全体で事業活動を行う米国企業をメンバーとするACCJの会員企業にとって、APECの重要性は極めて大きなものです。

ACCJのAPECタスクフォースは、日本が主催する2010年と米国が主催する2011年の期間にわたる、APECの成功を願う米国企業約30社の代表で構成されています。APECタスクフォースのメンバーに加え、業界・分野別に構成されたACCJの委員会やその他の米国業界団体に所属する数多くの人々が、この政策提言の検討過程で、有益な提案やコメントを提供するために貴重な時間と労を費やしてくれました。

それらの企業の絆に共通するものは、日本と米国との間の通商を発展させようという熱意と、アジア太平洋地域における国際的な事業環境に改善をもたらしたいと願う思いです。ACCJ会員企業は、各国のAPECビジネス諮問委員会(ABAC)委員との密接な協働関係を通じて、またAPECのプロジェクトやイニシアティブに関する提案や支援を通じて、日米両政府との協力のもとでAPECの成功を後押ししたいと強く念じています。

ACCJ APECタスクフォースの代表者として、これらの政策提言の策定のために時間と知見を提供していただいたすべての方々に感謝します。私たちは、可能な限りすべての意見を取り入れて、最終文言がバランスのとれた総意的な意見を反映したものとなり、各業界からの幅広い支援が得られるよう心がけました。

我々はまた、この政策提言作成のために財政的な支援をいただいた方々、とりわけ、アフラック、キャタピラー、シティグループ、日本GE、ジョンソン・エンド・ジョンソン、JP Morgan、マイクロソフト、日本ベクトン・ディッキンソン、プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社、UPSの各社に感謝いたします。



在日米国商工会議所  
APECタスクフォース  
共同委員長  
トム・クラーク



在日米国商工会議所  
APECタスクフォース  
共同委員長  
ブルース・エルズワース



在日米国商工会議所  
APECタスクフォース  
副委員長  
アレックス・ジャンペル

# APECのもつ意味

アジア太平洋経済協力(APEC)フォーラムは、アジア太平洋地域における貿易と規制体制の進展のうえでますます重要な枠組みとなっている。APECを構成する環太平洋の21の経済主体は、世界の国内総生産(GDP)の54%と、世界貿易額のおよそ半分を占めており、APECは世界の経済成長と貿易の中心に位置している。日本と米国はAPEC加盟国と地域の中で最大の経済圏であり、また、アジアにおける両国の連携が高まるに伴い、日米両国にとってAPECの重要性はさらに増している。

APECの場で合意される内容や提言は自発的なもので法的拘束力はないものの、APECの強みは、これらのダイナミックな経済の政府関係者が、通関の円滑化などの戦術的取組みから、持続可能な成長や地域貿易の枠組みの策定といった基本的な長期課題にわたる、幅広い課題に対処するために、数々の会合、取組み、作業部会の形で集結することにある。APECはまた、規制当局や業界関係者のためのセミナーや研修プログラムを通じて、貿易や投資を促進するための能力開発(キャパシティ・ビルディング)の活動に力を入れてきた。そのうえで、APECの活動は規制体制の調和を推進してきた結果、中小企業、大企業を問わず、域内での輸出と事業展開を容易にした。

さらにAPECは、正式に設立されたAPECビジネス諮問委員会(ABAC)、CEOサミット、中小企業(SME)サミット、その他の幅広い各種セクターや特定の課題に関するフォーラムと作業部会を通じて、官民協力を促進している。各APEC加盟国・地域から最多3名の実業界代表者で構成されるABACでは、2009年のAPEC首脳への報告書が示した19の提案をもとに、2010年の新しい提案づくりに注力している。2010年におけるABACの3つの優先課題として、1)均整のとれた成長に向けた経済構造の強化、2)地域経済統合の推進、3)自然環境と調和のとれた経済成長の推進を掲げている。

これらの強みを備えているとはいえ、ABACの組織の複雑さと検討項目の幅広さには、加盟国・地域政府の能力に負担となりかねないものがある。しかし、日本と米国には、2010年と2011年の議長国として、野心的かつ先見的な議題を策定し、成果志向の生産的な方向へともにAPECをリードし、より一層目に見える形の恩恵をAPEC加盟国・地域の経済、企業、労働者にもたらす機会が与えられている。

在日米国商工会議所(ACCJ)は、日本政府が2010年に次に挙げる重要な3点、すなわち、1)地域経済の統合促進、2)新成長戦略の推進(全体的成長、環境上持続可能な、いわゆる「グリーン」な成長、知識ベースの成長、均衡のとれた成長)、3)人間の安全保障の強化(食糧安全保障、テロ対策、感染症/パンデミックおよび災害対策)に注力する姿勢を表明した点を高く評価する。ACCJはまた、米国政府高官が述べた、この2年間の継続性を確実にするために日本と緊密に協力する旨の力強いコミットメントを歓迎する。

この極めて重要な2年間におけるACCJの目標は、APECが地域経済の統合を促進し、貿易と投資の自由化を進め、イノベーションと規制・基準の調和を推進するための枠組みと実践主体としてAPECを強化することにある。ACCJはこの分野において成果をあげることは、新しい雇用を創出することにつながると信じている。

これに向けた、今後2年間にわたる日米両政府の高官の不断の努力が、APECにおける提言の実現を加速するために緊要であり、ACCJは両政府に対してこれに対応した行動を取るよう要請する。この取

## APECのもつ意味

組みは明確な優先事項を設定し、政治的な重きを置くことによって達成可能である。最も重要なことは、日本と米国がAPECの目標課題となっている現行措置を実行する範を示すことにより、これに続く他のAPECメンバーの後続行動を促し、具現化することある。

# 優先事項Ⅰ：地域経済統合および貿易・投資の自由化のための明確な優先課題の設定

2010年から2011年にかけて、日米両政府は地域経済統合の促進と加盟国・地域間の貿易・投資のさらなる自由化の促進方針に関してコンセンサスを築くことを目指し、APECにおけるあらゆる局面での両国の役割を高めるべきである。日米両政府は、APECが長期目標とする高水準でかつ世界貿易機関(WTO)ルールに準拠したアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)づくりに向けた、確固たるコミットメントを行い、具体的な手順を示した指導力を発揮すべきである。

同時に、日米両政府にとって、日米両国を含む地域経済統合推進の明確な短期的ビジョンと行動計画を作成することも重要である。とりわけ、アジア太平洋地域のなかで結ばれた既存の二国間および地域間の自由貿易協定を高度化し連携付けることを2010年、2011年の最優先課題とすべきである。これらの合意の中には、統一性に欠けるものも多くある。さらに、地域内での二国間・多国間貿易協定の数の多さも、企業が貿易や投資の道を方向付けるうえでの障害となっている。このような状況は、企業とりわけ中小企業者が取引し、雇用を増やすことを困難にしている。

短期的には、日米両政府はAPEC域内経済に求められている市場改革と貿易自由化を実現するために、とりわけポゴール目標の達成に向けて、APEC施策の実行プロセスをさらに促進させるべきである。目指す目標には、開かれた市場と内国民待遇の推進、高水準の自由貿易協定および二国間投資協定の交渉、WTOルールに準拠した貿易推進が含まれるべきである。両国政府はまた、貿易協定における労働および環境基準の引き上げが、持続可能な発展を促すものとなり、貿易の制限または市場閉鎖に至らぬよう努力すべきである。

また、特に配慮が必要な点として、規制と基準、投資規則、透明性、官民および国内外企業の公平な競争といった非関税障壁や規制に関する「国内事情」問題もある。残念ながら、APEC加盟国・地域の一部では、依然として国内企業の外国人持株比率に対して公的な上限が設けられている。さらに、特権を持つ政府系企業、技術革新や競争を阻害する制約的あるいは不明確な規制などのソフトバリアも、市場参入を妨げている。開かれた貿易と投資の推進を通じて、こうしたソフトバリアにも対処すべきである。

国ごとの規制に、ある程度の差異が生じることは当然であるものの、いくつかの包括的課題については、以下のように広範な合意が必要と考える。

**法規制上の公正手続き**：公正手続き(Due process)には、法律や規則を適用する際に、手続き面での実質的な公正さが必須要件である。公正手続きの主要な要素として、規制当局が規則案を施行前に公開し、規則に対する一般の意見を求めたり、一律的で偏りのない規則の運用や、さらに当局による調査の場合には十分な事前通知によって被疑者が弁明の機会を与えられることなど、透明性のあるプロセスが含まれる。

**価格移転ルール適用の明快性**：国際間取引にかかる規則適用の明快性と予見可能性は、望ましい貿易・投資の振興にとって最も重要である。公平さと将来予見性を欠く適用は、このような貿易に冷水を浴びせる。重要な事例として、移転価格規則の不公平な適用は、想定外の技術移転、二重課税のリスク、その他のコストにつながるため、国境を越えて技術とソリューションを共有するうえでグローバル企業の意欲を削ぎかねない。これらの影響は、とりわけ「知識ベースの成長」には決定的に重要な要素

である知識ベースの財とサービスの貿易を阻害する。新しい技術が環境向けの財・サービスの開発および雇用創出に重要な役割を果たすことから、このような取引は、「グリーンな成長」の目標達成のうえでもカギとなる。移転価格ルールは、知的所有権、権利の譲渡、サービスに関するものを含めて、APECの取組みを通じて明確化し、経済協力開発機構(OECD)基準に基づくガイダンスの実施が進むよう、また実務的な能力向上の手段として、各国の税務当局を訓育するなど、公平な適用に向けた指導がなされるべきである。

**対等な競争条件：**事実上、同一の市場に参加するすべての者は、同一の法律による規制の適用を受けなければならない。対等な競争条件を確保することは、市場参加者間の競争を促進し、新規の参入者に市場へのアクセス権を平等に与え、また、すべての市場参加者が同一の基準のもとに公平な扱いを受けることを保証することである。そして、それは結果として消費者の選択肢の増加につながる。アジア太平洋地域の各政府は、外国企業や市場の新規参入者に比べ、既存の国内企業を不公平に優遇するような政策は避けるべきである。公正で、思慮に富んだ競争政策の運用もまた、対等な競争条件の確保に貢献するであろう。

#### APEC体制における2010-2011貿易・投資分野の優先的行動項目

ACCJは、日米両政府ならびに各APEC加盟国・地域に、以下の行動を要請する。

1. 知識ベースの財・サービスの国際的開発の振興に向けて、統一した移転価格ルールを研究し取締りを改善するために、基準の調和とその訓育を行うべきである。
2. 一般からの意見募集、ノーアクション・レターの要求、規制策定時に全市場参加者に意見を述べる機会を与えるといった措置を講じ、法律および規制の制定過程での透明性の拡充と関与の機会を含めた、法・規制の公正手続きを適切なものとすべきである。
3. 同様の財やサービスを提供する市場参加者に対して、同一規則を公平に適用し、もしくは差別的および優先的取扱いを廃止し、オープンで公正な競争を促進すべきである。
4. 国家の安全保障上の必要がある分野にだけ例外措置を限定し、金融サービス部門に適用するものを含め、外国人持株比率の上限を改善または撤廃すべきである。
5. APECが目標とするFTAAPを支援すべきである。この貿易協定では、とりわけ市場アクセス／外国人持株比率の規制、および煩雑な認可要件の廃止に取り組むべきである。
6. 米国政府は、他のパートナー国と協議のうえ、どのように日本を今後の「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)」に含めるか、すなわち、TPPとAPECとの関係のあり方やFTAAPの可能性について真剣に検討すべきである。一方で、日本はTPPに参加することによって、他のパートナーと同じ条件でFTAAPの目標と地域統合全般への大きな推進役を果たすべきである。
7. 経済に相乗効果を与え、貿易と投資の牽引役となるべき公共部門と民間部門の財とサービスの提供者、特に、経済に相乗効果を与え、競争的な事業環境が最重要となる情報通信技術(ICT)、物流／国際航空郵便サービスの提供者に公平な競争の場を確保すべきである。国

際航空郵便サービスに関しては、郵便サービスとは別業種であることを認識することが、サプライチェーンの流れを最も効率的に確保するうえで重要である。

8. すべての市場参加者が、安全と品質に関して同じ要件を遵守することを確実に実行すべきである。製造業者と輸入業者は、安全性と品質をモニターするために、市販後の監視と管理体制に対して多くの経営資源を充てることを法的に強いられる。しかし、一部の並行輸入業者は、これらの要件を免れ、違法に登録商標を利用し、未認可の成分を含む製品を輸入し、商品ラベルを損傷・損失したり、有効期限を過ぎた製品を販売している。ベストプラクティスの共有、または規制の調和と運用の改善を通じて、政府はこうした差別を減らすことが可能である。
9. 日本固有の課題として、薬事法のもとで輸入される化粧品と医薬部外品の輸入に対する非関税障壁を低めるべきである。現在、同法は、税関で製品の製造販売承認を得た後、あるいは届け出た後に、同様の輸入申告書類をもう一度厚生労働省に提出するよう求めている。厚生労働省はまた、化粧品、医薬部外品の輸入業者が製造販売業許可を更新する都度、これらの書類を再提出する必要があると通知している。こうした要件を撤廃すれば、輸入品にかかる不必要な書類作業と時間が節約される。

# 優先事項II：金融サービスと投資の改革と 協調

金融サービス規制の改革と協調および金融サービス取引の振興は、先進国・発展途上国を問わず、いずれのAPEC加盟国・地域にとっても、経済成長促進のカギとなる。こうした改革は、地域の金融市場に一層の深みと安定性、活力を与え、金融サービスの取引を円滑にし、最終的にはアジア・太平洋諸国すべての国内需要の拡大に必要な流動性を提供することにより、これらすべてが地域の経済成長を牽引し、より均整のとれた対日および対米貿易フローを生み出す。

**資本市場：**資本市場関連サービスの自由化は、国内ビジネスの競争力を高め、資本コストを低減する一方で、日本と米国の企業に商機を提供する。外国企業による資本市場へのアクセス拡大は、その国の債券市場における流動性の増大を通じて金融政策の効果を促進し、外債建て債務残高の減少に寄与し、その国の金融システム全般の健全化に貢献するものである。債券と株式市場は、監督と自主規制が適切な割合で組み合わせられた最高水準の取引所を必要とする。店頭取引(OTC)デリバティブのための金融規制と慣行は、金融システムリスクを最小限に抑え、資本の有効利用を促進し、少ない資源を最大限に活用して各市場の成長を支援するよう、国際基準との調和を図り、世界のシステムと連動させるべきである。一般の投資家に幅広い投資商品を効率的に提供できるようにするために、活力と創造性に富む投資運用産業が求められている。

**商業融資：**商業融資は企業が必要とする流動性を提供し、雇用の創出と成長を可能にする。創造的な商業融資商品は、有力企業が銀行信用を調達しやすくなるだけでなく、将来の革新を担うべき新興中小企業に対しても、流動性を提供する。商業融資における法制度の重要性を示す例として、担保権(動産および債権)の対抗要件具備および登録や、債権者による債権譲渡を促進するための明確な法制度の存在が挙げられる。これにより、資産を担保とする融資(ABL)やファクタリングが容易になり、中小企業等向けの流動性確保の重要な源となる。

**保険：**強固で競争力のある保険業界は、個人や企業への保険商品やリスク分担商品の提供を通じて、リスク配分の効率性と透明性を確保するために不可欠である。民間保険会社は、社債市場における主要投資家としての役割も担っている。保険に関する規制は、保険契約者を保護する一方で、すべての商品について、画期的商品や販売チャネルの開発、競争促進を可能にし、対等な競争条件を確保するものでなくてはならない。

**消費者金融：**消費者主導の力強い内需は、活気あるマクロ経済を下支えする。これには、健全かつ十分に規制された消費者信用市場が必要である。融資条件、手数料および第三者からの請求額についての適切な開示と金融知識の普及活動は、消費者の信頼確保と濫用防止の前提条件であり、融資額制限や、人為的に抑えた上限金利設定など、市場原理に基づかない規制をかけるより望ましいものである。意図に反して、こうした規制は信用供給を減少させ、多くの借り手を闇金融業者に走らせて、往々にして結局損失をこうむらせることになる。

**リスクマネジメントの改善：**とりわけ中小企業分野と消費者金融業界においては、リスクマネジメントのための最新の手法を奨励すべきである。このためには、全業種対応の信用調査機関の自由な利用が促されるべきであり、そこでは損失を減らし健全な融資規範に適合する科学的な信用得点(クレジット・スコアリング)制度を発展させることが許されるべきである。

APEC体制における2010-2011年の金融サービス分野の優先的行動項目

ACCJは、日米両政府ならびに各APEC加盟国・地域に、以下の行動を要請する。

10. 適切な規制によって、すべての規制対象の貸し手による最新でかつ網羅的な信用情報システムの開発とそれへの適切なアクセスを促進し、借り手がこれを利用することによりリスク管理向上とリスクを勘案した借入条件の競争的選択を推進すべきである。
11. 有担保融資の法制度の改善を通じて透明性と将来予見性を高め、企業と中小企業セクターへの信用供与を促すべきである。具体的には、担保資産(動産および債権)に対する担保権の対抗要件具備、債権譲渡、既存担保権の検索、債権者の権利執行、DIPファイナンスの供与に関わる制度の改善などがある。
12. 強固で健全な投資運用業界、保険業界といった仲介セクターの十分な発展を促進すべきである。柔軟な規制により、規制監督と投資家および保険契約者の保護を進める一方、その市場にない新しい商品やサービスの投入を容易にすること。
13. 健全な消費者信用セクター育成を通じて金融サービスの幅広い層への普及を推進すべきである。借り手を濫用から守り、公正な情報開示を確保する規制を行い、他方でそれが貸し手に対して市場条件のもとで家計消費と広範な経済成長を支えるべく、十分な信用が提供できるような柔軟性を与えること。
14. 海外からの商業借入れに対する不必要な制約を廃止するなど、国境を越えた資金調達と資本の流れを促すべきである。
15. 地域のOTCデリバティブ市場が世界のシステムと有効に連動し、グローバルなベストプラクティスに基づいた規制を図るべきである。

# 優先事項Ⅲ：医療革新および生命科学の推進

2002年にAPEC首脳が「生命科学革新フォーラム」を設置して以降、各国・各地域の首脳と閣僚は、APEC加盟国・地域の生命科学セクターで革新志向の奨励策を実施することにより、APEC域内における公衆衛生の保護と促進、貿易と投資の円滑化、新規雇用の増加を図る取組みを支持してきた。2009年に発表された第7回生命科学革新フォーラム報告書は、国民の健康への投資を持続的な景気回復の重要な支えとみなすべきであり、この投資は各国政府の財政資源基盤を大幅に改善する可能性をもち、中長期的に相当程度の成果をもたらすとの答申を承認している。しかし、なすべき作業はまだ多く残されている。例えば、生命科学革新フォーラム関係者を対象に行ったワクチンの価値の認識に関する調査結果からは、ワクチンに基づく予防戦略の社会的・経済的価値が強く認識されているものの、関連公共投資の決定に際しては経済的要素は恒常的には含まれていない。

生命科学革新フォーラムの功績には、医薬品、医療機器および検査薬の規制調和を達成するための複数年にわたる生命科学革新の促進のための戦略計画の作成に関する合意、地域レベルでの規制の能力開発向上を意図したAPEC医薬品・医療機器規制調和センターの設立および医薬品・医療機器規制調和運営委員会の発足がある。その他の功績としては、健康分野の革新に向けた公共投資の価値認識を深める研究の実施、あるいは医療生命科学に民間投資を呼び込むために追加的な能力開発と規制改革が必要かどうかを各国政府が自己判断するために使うツールとなる、生命科学革新フォーラム投資環境の整備度合チェックリストの合意が含まれる。規制当局がベストプラクティスを共有するために必要となる、主要な国際基準やプログラム実施についての研修などの能力開発は、長い目で見てAPEC経済圏で事業を行うことを大幅に容易にさせる累積的な改善に寄与する。

また、APEC加盟国・地域は、医薬品、医療機器および検査薬の安全性と有効性を管理するための様々な重複する非効率的な規制要件を課しており、市場参入障壁となっている。これは患者の医薬品、医療機器および検査薬の利用を遅らせるだけでなく、特に中小企業に追加的な取引コストを課している。規制の調和は、企業にとって規制要件の順守をしやすくし、救命用の医薬品、医療機器および検査薬の取引きに対する市場参入障壁を減らし、革新を奨励し、雇用を増加させる包括的な成長を刺激することにつながる。さらに、患者にとっては、必要とするときに安全で有効な治療を受けることを保証することになる。

## APEC体制における2010-2011年の医療革新分野の優先的行動項目

ACCJは、日米両政府ならびに各APEC加盟国・地域に、以下の行動を要請する。

16. 生命科学革新フォーラムの2008年の枠組み調査である「将来への投資：医療革新への投資リターンの評価」を拡げ、慢性病と伝染病の経済的影響の追加的分析、税収や健康コストなどのメトリクスの評価、より健康な労働力がどのようにより高い生産性につながるかを示す施策、健康に対する投資が経済成長に与えるダイナミックな影響を記載すべきである。これは、政府の予算当局に対して人々の健康への公共投資が持つ長期的な価値を認識させることを促す。
17. 生命科学革新フォーラム投資環境の整備度合チェックリストの各国による自己評価を促し、補正すべき投資環境のギャップ(欠陥)を見つけ、能力開発等を通じてこのギャップを埋めるための有

益なベンチマーク基準として使われるように推奨すべきである。また、APEC加盟国・地域は協力して、生物製剤の開発と利用のためのメトリクスを同チェックリストに含めるように協力すること。

18. 生命科学革新フォーラム医薬品・医療機器規制調和運営委員会で、複数年にわたる戦略計画を策定し、APEC加盟国・地域のニーズを最も満たすプロジェクトの発見、企画、実施を促進すべきである。計画では、医薬品、医療機器、医療診断、生物製剤を含めた医療のための調和ある国際的ガイドライン(指針)と規制のベストプラクティスを採択し実施すること。この行動計画には、例えば能力開発のための研修や規制当局間の情報交換などを通じて改善すべき規制を特定するために、各APEC加盟国・地域が利用できる規制調和のチェックリストの作成も含まれる。日本と米国は、医療機器の規制調和がAPECメンバー間において2020年までに達成されよう強く働きかけるべきである。
19. 医薬品、医療機器および検査薬セクターにおいて、APEC加盟国・地域が自らの倫理綱領の基礎として活用できる、共通の業務倫理規範の採択を目指したプログラムをAPEC内で立ち上げるべきである。APEC域内では、お互いに異なる法的要件、商業慣行、事業規範があるために、企業が倫理的業務規範を実施するうえで一貫した対応を取ることが難しくなっており、救命用の医薬品、医療機器および検査薬の取引を阻害している。
20. APEC域内で、加盟国・地域を通じた強力な知的所有権の保護体制を促進することにより、研究開発への投資およびその多大な努力の成果である有益な新しい治療・診断技術の発見を保護すべきである。
21. 生命科学革新フォーラムによる偽造対策行動計画の大胆な実行をすすめ、偽造医薬品・偽造医療機器の国際的取引と戦う法執行機関同士の国境を越えた協力を促すべきである。偽造品は公衆衛生と安全にとって明白な脅威となっている。
22. 生命科学革新フォーラム枠組み調査を拡大し、その優先分野にはベストプラクティスの共有として医療関連感染(HAI)を含めるべきである。世界保健機構(WHO)は、HAIを予防可能な罹病・死亡の代表的な原因として、また予防措置への投資が公衆衛生に顕著なコスト削減効果をもたらす分野であると認定している。

# 優先事項Ⅳ：新エネルギーと環境技術の急速な開発と利用に向けた支援

エネルギー政策は、エネルギー効率の改善、温室効果ガス(GHG)排出の削減・緩和、エネルギー供給の拡大というニーズに牽引されつつある。これらのニーズの核心にあるのは技術であり、ニーズのすべてに対処するには巨額の設備投資を必要とする。したがって、政策環境においては、知的所有権の保護と効率的な資本市場や健全な法的枠組みを通じた投資の円滑化による、技術革新の支援が必要である。

2009年のAPEC首脳宣言は、国際貿易取決に合致する形でグリーンエコノミーへの移行を通じて気候変動の影響を低減させることの重要性を認めた。APECの持続可能な成長アジェンダの主要な推進力は、APEC環境物品・サービス(EGS)作業プログラムにあり、そのもとでAPEC加盟国・地域は一致してEGSの利用と普及を促進し、EGSの貿易と投資分野にある障壁を撤廃し、新たな障壁の導入を回避し、EGS事業分野を開拓するために経済力を高めるなど、域内の持続可能な成長を支援する具体的な一連の行動を開発・実行することが求められている。なかでも、2009年にAPEC首脳は経済・技術協力(ECOTECH)を通じる方途を含め、気候にフレンドリーな技術の普及と、エネルギー効率面の能力開発活動およびベストプラクティスの共有を図る決意を表明した。ACCJは、EGSと気候にフレンドリーな技術の普及は、日本と米国において経済的で雇用促進に資する大きな可能性を秘めていると信じている。

## APEC体制における2010-2011年の新エネルギー・環境技術分野の優先的行動項目

ACCJは、日米両政府ならびに各APEC加盟国・地域に、以下の行動を要請する。

23. よりクリーンなエネルギー分野でのEGSの関税・非関税貿易障壁を撤廃するための合意を求めて協議を開始すべきである。これは、クリーン・エネルギー対策のためのコスト削減と規模確保のために、最も有効な方法である。
24. GHG削減対策とエネルギーの安全性をさらに向上させるために、低炭素エネルギー源を増やすべきである。固定価格買取制度や事業税控除、グリッド・アクセスの必須化などの技術の開発・利用に対する適切な政策の実施、とりわけ炭素価格予測に役立つ適切な取組みと政策などによってこの課題の目標を達成すること。
25. 再生可能エネルギー源、代替エネルギー源を開発する場合も含めて、エネルギー効率改善やGHG削減対策で使用される知的所有権を確実に保護すべきである。
26. より効率的な発電、送電、配電、電力使用を奨励し、廃熱回収、熱電併給、インテリジェント・グリッド、スマート・メーター、低エネルギー消費ビル、効率性に優れた家電製品を含めた、効率の高い発電施設の設置を促す政策を法制化すべきである。こうした政策と対策は、ガスの余剰燃焼を低減し、随伴ガスを他の用途に流用／再利用することにつながる。
27. カーボンフットプリントの数値によるラベル表示ではなく、世界的に調和され技術的に妥当な基準に基づくライフサイクルアセスメントなど、環境持続可能性を促進する幅広い枠組みを奨励すべきである。より多くのAPEC加盟国・地域が、商品ラベルにカーボンフットプリントを数値表示する方法と基準の認証を検討している。しかし、確認されたデータセットが不十分だと、正確な数値ラベルの作成が難しく、この手法では他国との整合性がない場合、貿易障壁となる可能性がある。

り、加えて、ラベルがあることをよしとして、環境の持続可能性を促進する他の方法への注目がそがれる可能性もある。

28. APEC加盟国・地域において、能力開発とベストプラクティスを共有し、汚染対策のための最先端技術の利用をすすめるべきである。革新的な汚染対策技術が市場に出ることで、経済成長への環境影響度を低減することにつながる。

# 優先事項V: インフラ開発とサプライチェーン・コネクティビティの加速化

アジア太平洋地域の多くの政府は、国全体として資本と投資、さらに観光業を振興する能力こそが、経済成長の促進と雇用創出に結びつくものとして、最先端の輸送、物流、通信その他のインフラの整備の重要性を認識し、国内インフラの改善に注力している。

2009年APEC首脳宣言には、保護主義に対抗して地域経済の統合を強化する旨のコミットメントが盛り込まれている。これには、アジア太平洋地域で事業を行うに際して、コストの25%引き下げ(規制手続き等にかかるコストの低減)、迅速化(規制にかかる申請の許可取得時間の短縮)、簡易化(手続き数の減少)という共同目標を、2015年までに設定することが含まれる。さらに、2011年までにコストを5%改善するとの中間目標、およびアジア太平洋地域における財とサービス、ビジネス渡航者の円滑な流れを阻害する8件の重要障害に対処する措置も盛り込まれる。

とりわけ、APECのコミットメントには、次の点がある。(a)地域の貿易と投資の触媒となり、社会経済に幅広く相乗効果をもたらす物流とサプライチェーン・コネクティビティ(接続性)を促進する、(b)2009年APEC会合で特定された重要な障害、特に通関の円滑化、複合一貫輸送の接続性、および他国にまたがる基準・規制の調和の分野で構造的障害に対処する措置を講じる、(c)安全な事業活動を目的に、リスク分析に基づく管理と貿易円滑化との間の適切な均衡を反映させたサプライチェーンの安全確保を向上させる。

ACCJは、2010年のAPECが、明確な目標と実施期限の設定のもとで首脳と閣僚のビジョン、コミットメントを実現すべく努力し、APEC加盟国・地域による実施を促すために監視とレビューの透明な仕組みを確立するとともに、貿易と投資をさらに促進するために企業と投資家に向けた明瞭で総合的な情報を提供するように提言する。

## APEC体制における2010-2011年のインフラとサプライチェーン分野の優先的行動項目

ACCJは、日米両政府ならびに各APEC加盟国・地域に、以下の行動を要請する。

29. APEC域内で輸送インフラを構築し、経済発展と新規雇用を創出し、一般国民の生活向上を図るうえで、日本と米国の技術・製品をより一層利用することによりもたらされる便益を強調すべきである。
30. サプライチェーン・コネクティビティに対する総体的なアプローチを通じて、各政府機関同士の調和の欠如を解消するために取り組むべきである。まず、サプライチェーンに影響を与えるすべての規制を理解し、財とサービスの円滑な流れを阻害する構造的隘路に対処することにより、この問題への対応は促進され得る。官民のサービス提供事業者が公平な競争の場で競合する事業環境が、「各国内における」障害を取り除くために極めて重要である。
31. 東南アジア諸国連合(ASEAN)のシングルウィンドウ(ASW)イニシアティブに類似した機能として、貨物通関のために基準化され、統合された環境をつくり出すことにより、情報のフローを迅速化しかつ簡素化するための「シングルウィンドウ」の概念を発展させるべきである。APECは、シングルウィンドウの制度を導入していないAPEC加盟国・地域に対して、その導入の期限を明確に設定することを求めるべきである。

32. APEC加盟国・地域内の貿易と雇用を支援するため、物流サービスの自由化を最優先事項とすべきである。APECは、ASEANの物流自由化行程表をひな形やモデルとして利用することを勧める。
33. サプライチェーンの保安プログラムで集荷から配送までのプロセスを検証し、運ばれる貨物に対してではなく配送サービス・プロバイダーに対して認定を与えるべきである。さらに、安全確保は、物理的な「万能サイズ」的対策ではなく、高度な情報力に基づく、リスク評価と目標設定と関連付けるべきである。一般的に、業界と税関との協力関係を確立するには、安全な貿易対策の調和に関する総体的なアプローチが不可欠である。
34. 提案されているAPEC「サプライチェーン・レジリエンス・イニシアティブ」を、情報技術を利用した物流効率向上プロジェクトとして実施すべきである。
35. APEC加盟国・地域内の航空サービス協定を促進することにより、貨物便に対する制限撤廃を加速させること。
36. 競合サービスを提供する官民両セクターの事業者に、公平な競争の場を確立すべきである。各国の郵便事業者が提供する国際スピード郵便(EMS)は競合的サービスであり、公平な競争の場での競争を求めるべきである。
37. 海外渡航者のために「ゲートウェイ」都市へのアクセスを可能な限り容易にすることで、APEC加盟国・地域における貿易、旅行、観光を促進すべきである。渡航者がゲートウェイ空港を通過するのに要する時間の短縮、そのゲートウェイ空港から都市中心部へ到達する時間の短縮を図る措置を取ることこの目的実現には必要である。

# 優先事項VI: インターネット・エコノミーの推進

アジア太平洋域内全体で政府や民間企業がインターネットを基盤とした新たなサービスを展開するのに伴い、消費者にはグローバルなサービス・プロバイダーを利用する意欲と能力がますます高まっている。ACCJは、この分野が新たな雇用拡大をもたらす革新と経済成長のエンジンであることを確信している。政府と産業界がともに直面する課題は、健全な競争と業界の発展を可能にしながら、消費者を保護し公平な競争の場を保証する基本的な規則をつくることである。インターネット・エコノミーの急速かつ健全な発展においては、一連の課題に協力して取り組む義務と機会がある。

**プライバシー:** APEC加盟国・地域は、インターネット上のプライバシーを律する各国の法規制において解釈と執行の明瞭性と透明性を確保するよう、共同で見直しを行うべきである。国境を越えた取引の円滑化を図るためには、地域的なアプローチが必要である。それには、オンラインID、コンテンツのフィルタリング、オンライン上の消費者行動に関するデータの収集・利用など共通の課題に向けた業界の自発的取組みとモデルを支援するアプローチがある。

**セキュリティ:** 当局は、サイバー犯罪がますます大胆になり拡大する状況に、危惧する度合いを深めている。共同機関の創出を通じて国際的な電子商取引を促進することを目標として、協力して摘発に取り組む、アジア太平洋域内の他の政府に対してモデルと専門知識を提供することを中心に協議を行う必要がある。

**データの可搬性:** クラウド・コンピューティングは、利用者から通常は遠く離れた場所にあるデータ・センターの能力と応用性の活用に依存している。データ編集とその応用利用が利用者に価値を生み出す。APEC加盟国・地域は、各々の「クラウド・サービス」の展開と利用に関して、また、国境を越えた自由かつ安全なデータの流通を実現するための課題に関して意見の交流を行うべきである。また、相互運用性、データの可搬性およびサービス内容合意書(SLA)に重点を置いた、ベストプラクティスの議論を行うことが望まれる。

**電子政府:** APEC加盟国・地域の多くは、行政サービス提供の合理化の手段として、また消費者に対するサービス提供のアクセスの容易性や透明性を高める手段として、ICTに大規模な投資を行っている。この分野の議論により、ベストプラクティスの共有を促し、コスト削減の対象分野を明確にし、APEC加盟国・地域のより広範な統合に向けたインフラの強化が可能になる。

**教育:** すべてのAPEC加盟国・地域は、21世紀のインターネット・エコノミー環境で成功するために必要なスキルを学校で教える方法や、教師を研修し、インターネット検索やインターネットに関連する他のアプリケーションを活用するカリキュラムを開発する方法に関心を抱いている。APEC加盟国・地域は、経験や予算の優先配分に関する情報を共有するとともに、政府や民間セクターが革新的な教育関連のハードウェア、ソフトウェア、コンテンツの提供ができるよう、協力し合う方法を検討することが必要である。

**医療サービス:** 新しい遠隔診断や治療補助具、診療の改善とコスト削減を目的とした電子カルテの活用、および医師と患者と行政をシームレスに結び付ける総合的な医療情報プラットフォームの導入等、様々な面で医療サービスにおけるICTの価値が広く認められている。しかし、それらの技術の導入と利

用はまだ始まったばかりである。APEC加盟国・地域は、医療ICTについての計画の情報を共有し、その計画を他のAPEC加盟国・地域の行動と連動させる方法を検討することが必要である。

2009年8月に13のAPEC加盟国・地域の科学、医学、政策、公衆衛生、および産業界を代表する関係者が、伝染病拡大の予防対策のための医療情報技術の活用に関するアイデアを共有しようとAPEC保健作業部会と生命科学革新フォーラムが共催したシンガポールのセミナーに集った。そこでは、APEC体制下で医療関連ICTの分野でなすべき将来の作業として、5つの主要な提言を討議した。生命科学革新フォーラムにおけるその後の議論の結果、医療データの共有にかかわるプライバシーとセキュリティのガイダンス策定と最先端技術の利用に関連する追加的な提言が決定された。

#### APEC体制における2010-2011年のインターネット・エコノミー分野の優先的行動項目

ACCJは、日米両政府ならびに各APEC加盟国・地域に、以下の行動を要請する。

38. 自国の法規制と通商政策が、ICTの可能性を引き出し、価値を創出するように構築されているかどうかを評価する自己診断ツールとなる「APECデジタル成長チェックリスト」の採用を各国政府に働きかけるべきである。チェックリストは、経済成長の触媒としてICTの利用と開発を促し、デジタルエコノミーで成功するために、6つの主要分野において取るべき具体的な行動と手順を記載しており、日本はそうした対策の実施により模範的な例を示すことができる。
39. 上記の6分野において、ベストプラクティスの共有と標準の調和を促進するための戦略的行動計画を策定し、より広範な参加に向けたAPECの資金活用を図るべきである。
40. ICTを活用した社会経済問題の取組みへの努力の一環として、2009年APEC首脳会議の指示にある「スマート社会経済」の実現計画を実施に移すべきである。
41. 患者の治療成果、疾病管理、危機対応の改善を可能にする手段としてのICTの役割を調査するために、2009年の第7回生命科学革新フォーラムで提言された専門家グループを設置すべきである。
42. 生命科学革新フォーラムが、APEC電子商取引運営部会、APEC保健作業部会およびAPEC電気通信作業部会と系統立てた議論を開始できるように、「医療関連ICTの計画立案」の2010年実行をリードすべきである。それには、様々なAPECフォーラムの作業計画で取り組めるような、課題設定と機会の評価のためのAPEC加盟国・地域の調査の実施およびその結果分析が含まれる。

# ACCJについて

在日米国商工会議所(ACCJ)は、米国企業40社の代表により1948年に設立され、日本で最も大きな影響力を持つ経済団体の1つへと発展している。米国企業の日本における経営者を中心に、現在は約1,000社を代表する会員で構成され、東京、名古屋、大阪に事務所を置いている。そして、米国と日本両国政府や経済団体等との協力関係の下、日米の経済関係の更なる進展、米国企業および会員の利益促進、日本における国際的なビジネス環境の強化というミッションの実現に向けた活動を展開している。60を超えるACCJの委員会は多種多様な業界を代表しており、意見書、パブリック・コメント、白書などの手段を通じて政策の提言を行っている。ACCJは年間500を超えるイベントやセミナーを開催しており、その多くは政府の政策や経済動向に焦点を当てている。また、ACCJは慈善イベントや企業の社会的責任(CSR)活動の推進にも尽力している。

さらに詳しい情報については、[www.accj.or.jp](http://www.accj.or.jp)を参照のこと。